

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下「障害者総合支援法」という。)第 77 条第 3 項及び第 4 項に基づき、障害者の重度化、高齢化や「親なき後」の生活の安心を見据え、障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、豊中市とする。なお、この事業を障害者等に関する相談支援事業を実施する社会福祉法人等に委託することができる。

2 豊中市地域生活支援拠点等における拠点機能を担う事業者等は、第 7 条により市長が認定した事業所とする。

(地域生活支援拠点等における機能)

第 3 条 地域生活支援拠点等において必要な機能は、次に掲げる 5 つの機能をいう。

(1) 相談その他必要な支援を行う機能

障害者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障害児者やその家族、支援者が相談できる体制のもと、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応を行う機能

短期入所等の活用による緊急時の受け入れや必要な支援の提供又は緊急時の受け入れ先の利用調整を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

(3) 体験の機会・場を提供する機能

地域移行支援や親元からの自立等にあって、短期入所や共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

(4) 専門的人材の確保及び養成を行う機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくりを行う機能

社会資源を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 前条第 2 号における「緊急時」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 障害者等の状態像の変化等の理由により、安全が確保できないとき

(2) 介護者の死亡や急な入院等の理由で、介護等を行うことが不十分、もしくは介護等を行う者がいないとき

(3) 介護者による介護等を行うことが適切でないと判断されるとき

(4) その他、市長が緊急に障害者等の受け入れを行うことが必要と認める場合

(地域生活支援拠点事業所)

第 4 条 前条に掲げる全ての機能を有する事業所を地域生活支援拠点事業所(以下「拠点事業所」)

という。)とし、拠点事業所は地域生活支援拠点等における機能を推進するため、地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、地域の様々な関係機関等とのネットワークを構築したうえで、障害者等の緊急時における相談を受け付け、適切な支援へ繋ぐものとする。

(認定地域生活支援拠点事業所)

第5条 認定地域生活支援拠点事業所(以下「認定拠点事業所」という。)は、第3条第1項に掲げる事項のいずれか1以上の事項を行う事業を実施する機能を担うものとする。

2 認定拠点事業所は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業所とする。

- (1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたサービス事業所であること。
- (2) 指定一般相談支援事業者の指定を受けた一般相談支援事業所であること。
- (3) 指定特定相談支援事業者の指定を受けた特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた障害児相談支援事業所であること。

(認定の申請)

第6条 前条における認定拠点事業所の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業所ごとに、事前に、豊中市地域生活支援拠点等認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、認定の可否を決定し、認定する場合は豊中市地域生活支援拠点等認定通知書(様式第2号)により、認定しない場合は豊中市地域生活支援拠点等不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 認定を受けた申請者は、当該事業所の運営規程に、当該事業所が地域生活支援拠点等である旨及び第3条第1項各号に掲げる機能のうち、当該事業所が担う機能を明記し、市長に届け出るものとする。

3 市長は、認定拠点事業所を豊中市地域生活支援拠点等認定簿(様式第4号)に記載し管理するものとする。

4 認定拠点事業所は、地域生活支援拠点等に係る加算の算定について、その趣旨や担うべき役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう努めるものとする。

5 市長は、認定拠点事業所について、その名称、所在地、連絡先及び認定拠点事業所として担う地域生活支援拠点等における機能並びに法人等名称を公表し、大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会その他の機関に対して必要な情報を提供することができる。

(変更の届出)

第8条 認定拠点事業所は、認定内容について次の各号のいずれかに該当する変更があるときは、豊中市地域生活支援拠点等認定変更届出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 申請者(設置者)又は事業所に関する内容を変更したとき、その他豊中市地域生活支援拠点等認定申請書(様式第1号)の記載事項に変更が生じたとき
- (2) 運営規程を変更したとき

(認定の廃止等)

第9条 認定拠点事業所は、拠点事業を廃止、休止または再開するときは、その1月前までに地域生活支援拠点等認定廃止・休止・再開届出書(様式第6号)を、市長に届け出なければならない。

(認定要件の確認)

第10条 認定拠点事業所は、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うための書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(認定の取消)

第11条 市長は、認定拠点事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件に適合しなくなると認められるとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) その他市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により取り消すこととしたときは、豊中市地域生活支援拠点等認定取消通知書(様式第7号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定事業所の公表)

第12条 市長は、認定事業所に関する情報を豊中市ホームページ等で公表するものとする。

(地域の体制づくり)

第13条 第3条第5号に規定する地域の体制づくりは、基幹相談支援センター及び拠点事業所が中心となり、市内の各障害福祉サービス事業所や関係機関等のネットワークづくりを行う。

(関係機関との連携)

第14条 基幹相談支援センター、拠点事業所、認定拠点事業所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び関係機関等の事業の実施に係る機関は、地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、お互いに協力・連携し、障害者の地域での生活の支援に努めるものとする。

(遵守事項)

第15条 拠点事業所及び認定拠点事業所は、第3条に規定する事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族等の権利の擁護に十分留意しなければならない。

2 第3条に規定する事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

豊中市地域生活支援拠点等認定申請書

豊中市長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|----------|--|---|------|--------|--|
| 申請者(設置者) | (フリガナ) 名称 | | | | |
| | 主たる事業所の所在地 | (〒 -) | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 | |
| メールアドレス | | | | | |
| 申請事業所 | 事業所番号 | | 指定年月 | 年 月 | |
| | 事業所種別 | | | | |
| | (フリガナ) 事業所名称 | | | | |
| | 事業所の所在地 | (〒 -) | | | |
| | 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 | |
| | | メールアドレス | | | |
| | 拠点事業として担う機能 | <input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり | | | |
| 開始予定年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 運営規程(写し) <input type="checkbox"/> 認定基準を満たしていることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他() | | | | |

豊中市地域生活支援拠点等認定通知書

様

豊中市長

年 月 日付で申請のあった豊中市地域生活支援拠点等の認定について、認定しましたので通知します。

| | | | |
|-----------------|---|--|--------|
| 事業所番号 | | | |
| 事業所種別 | | | |
| (フリガナ) 事業所名称 | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| | メールアドレス | | |
| 拠点事業として 担う機能 | <input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり | | |
| 認定年月日 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |

豊中市地域生活支援拠点等不認定通知書

様

豊中市長

年 月 日付で申請のあった豊中市地域生活支援拠点等の認定については、不認定となりましたので、通知します。

| | | | |
|-----------------|---------|--|--------|
| 事業所番号 | | | |
| 事業所種別 | | | |
| (フリガナ) 事業所名称 | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| | メールアドレス | | |
| 不認定の理由 | | | |
| 備 考 | | | |

様式第4号

豊中市地域生活支援拠点等認定簿

| 番号 | 事業所番号 | 事業所種別 | 事業所名称 | 事業所の所在地 | 事業所の連絡先 | | | 地域生活支援拠点等として担う機能 | | | | | 登録年月日 | 備考 | |
|----|-------|-------|-------|---------|---------|-------|---------|------------------|---|---|---|---|-------|----|--|
| | | | | | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | |

①相談 ②緊急時の受入 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

豊中市地域生活支援拠点等認定変更届出書

豊中市長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり認定内容を変更したので届出します。

| | | | |
|-----------------|---------|--|-----------|
| 事業所番号 | | | |
| 事業所種別 | | | |
| (フリガナ) 事業所名称 | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| | メールアドレス | | |
| 変更内容 | (変更前) | | |
| | (変更後) | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | |

豊中市地域生活支援拠点等認定廃止・休止・再開届出書

豊中市長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり廃止・休止・再開したので届け出ます。

| | | | |
|-----------------|-----------------|--|--------|
| 事業所番号 | | | |
| 事業所種別 | | | |
| (フリガナ) 事業所名称 | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| | メールアドレス | | |
| 認定年月日 | | | |
| 廃止・休止・再開年月日 | | | |
| 廃止・休止・再開した理由 | | | |
| 現利用者に対する措置 | | | |
| 休止予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |

豊中市地域生活支援拠点等認定取消通知書

様

豊中市長

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり認定を取り消したので、同要綱同条第2項により通知します。

| | | | |
|-----------------|---|--|--------|
| 事業所番号 | | | |
| 事業所種別 | | | |
| (フリガナ) 事業所名称 | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 事業所連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| | メールアドレス | | |
| 拠点事業の機能 | <input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり | | |
| 取消の理由 | | | |
| 取消年月日 | 年 月 日 | | |
| 備考 | | | |